

広島市告示第125号

令和8年3月27日

広島市競輪条例（昭和27年広島市条例第64号）第6条第1項の規定に基づき、
広島競輪場の呼称を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

- 1 呼称を定めたエリア
広島競輪場（全部）
- 2 呼称
アーバンサイクルパークス広島
- 3 呼称を使用する期間
令和8年3月27日から